家庭相談所

相談者の皆様がより良い関係を築くための支援を行います。

* 家族の結びつきを強化しています。
* 家族が一緒にいるお手伝いをしています。

別居を経験している家族を支援します。

# 家庭相談所はどの様に助けてくれるのですか？

家庭相談所は、新しい関係の構築、家族関係における困難の克服、別居の対応といった、全ての段階における家族関係に関する情報を提供する形で相談者を支援することができます。相談所の職員は相談者を、支援が受けられるその他のサービスへ紹介することができます。

相談者が別居中であれば、自分の子供のニーズに相談者が集中し、次の行動を決定する支援を行うために、相談所の職員が相談者と話をします。

相談所はまた、子供の養育に関する内容に同意を行う支援を行うために、もう一方の親あるいは本人以外の家族の方を交えた合同相談時間を設けることもできます。

相談所はまた、説明会やセミナーといった、その他各種のサービス及びプログラムも提供しています。

# サービスは無料ですか？

家庭相談所では情報の提供、他のサービスへの紹介、個人相談を無料で行っています。相談所はまた、合同相談を一時間まで無料で設けています。相談者の税引き前の年収が50,000ドル以上の場合、相談所は家庭紛争の解決に関する相談の二時間目、三時間目には一時間毎に30ドルを課金します。税引き前の年収が50,000ドル未満、あるいは連邦政府から医療保障及び社会保障を受給している相談者に対しては、相談所は家庭紛争の解決に関する合同相談の二時間目及び三時間目は無料で行います。合同相談を更に設ける必要がある場合は、相談所は独自の料金規定に基づいて課金する可能性があります。家庭紛争の解決に関する合同相談を開始する前に、課金される料金について相談所の職員が相談者と話し合います。

# 予約は必要ですか？

相談者の住んでいる地域で提供されているプログラムやサービスに関する情報といった、家族の結びつきを強めるための支援となる情報を入手するのに予約は必要ありません。

相談者が別居する場合、個人相談のための予約をすることができます。家庭相談所に電話あるいは直接お越しいただいて予約を入れてください。

# 誰と一緒に来ることができますか？

適切であれば、相談者は自分の家族や、弁護士等の支援者を連れてくることができます。しかし、相談所への弁護士の出席の可否はサービスの提供者の判断に依ります。相談者が自分の弁護士を同伴することを考えている場合には、できる限り早めに相談所と相談してください。

# 通訳が必要な場合は？

必要な場合には、相談所が通訳を手配します。

# 私の情報は秘密にしてもらえますか？

相談者のプライバシーは相談所にとって重要であり、保護されます。相談者本人から許可を得た場合、あるいは誰かを損害や危害から保護するという目的等で法律によって要求または認められた場合にのみ、相談所は個人情報を開示します。

# 安全

相談所は、安全な環境を提供し、相談者あるいは相談者の子供の安全を確保するための取り決めを行うことをお約束します。心配な点があれば、できるだけすぐに相談所の職員に知らせてください。

# 更に詳しい情報はどこで得られますか？

「家庭電話相談」からは、家庭相談所及び最寄りの相談所の場所についての情報を提供できます。相談者の住んでいる地域に相談所がない場合には、電話相談から情報とアドバイスを提供し、支援を提供できる他のサービスに相談者を紹介することができます。

**「家庭電話相談」**を利用するには、**月曜日から金曜日までの午前8時から午後8時まで、土曜日の午前10時から午後4時まで**の時間に、電話番号**1800 050 321**に電話してください。電話相談では必要に応じ通訳を利用します。

「オンライン家庭相談」では、家族法体系の変更及び家族関係の問題や利用可能な家庭向けの支援サービスに関する情報にアクセスできます。「オンライン家庭相談」からでも自宅から最寄りの家庭相談所の場所を調べることができます。

また、**家族関係オンラインのウェブサイト** [**www.familyrelationships.gov.au**](http://www.familyrelationships.gov.au)もご利用ください。